

1 事業の成果

2021年、難民をはじめとする国際的保護を必要とする人びとにとって、昨年同様、厳しい状況が続いた。全世界で紛争や迫害などにより故郷を追われた人の数は、記録上最大規模の8,930万人に達するも、日本の難民認定率は、例年通り非常に低い水準のままの0.7%に留まった。また、第204回国会へ上程された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」には人権上の課題が多くみられた。これらの厳しい状況に対応するため、以下の通り多岐にわたる活動に取り組んだ。

(1) 個々の庇護希望者及び難民への支援を行う NGO に対する情報提供等による支援事業

① 相談支援セミナーの実施

難民への相談支援の現場では、本国情勢や日本の法制度の壁に阻まれて先の見えない状況のなか、ご本人や家族に対してカウンセリングを実施したり、限られた社会資源を活用して、必要な情報提供やケースワークを行うことが日々求められている。2021年度は、12月と2月に、相談支援業務に従事する支援団体スタッフを主対象に、専門家を講師に迎え、相談支援セミナーを開催した。2回合わせて、累計46人14団体が参加した。セミナー後に、自団体の中でセミナーで行なったワークショップを開催するなど、普及効果も見られた。

② 緊急課題に関する討議

2021年2月にミャンマーではクーデターが発生したほか、8月にはアフガニスタンでタリバンが首都カブールの大統領府を掌握し政権奪還したことで、国内外の同国出身者からの相談が支援団体にも多く寄せられた。FRJでは、加盟団体間の協議の場を主催し、情報共有や、協力・連携に関する討議を行った。

(2) 個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業

① 「収容代替措置」プロジェクトの実施

FRJは、2012年より、法務省および日本弁護士連合会（以下、日弁連）と、空港において何らかの理由により通常の上陸許可が得られない庇護希望者を対象に、収容を回避する取り組みを行っている。対象となったケースへは日弁連が弁護人を手配し、FRJが住居の提供及びケースワークを実施している。2021年度は、仮放免許可申請を支援していた4名が仮放免許可を受け、地域での生活に移行することができた。過年度からの継続事案へのケースワークも継続した。

② 緊急シェルターの運営

緊急シェルターを運営し、住居を必要とする難民や難民申請者、延べ5名が利用した。LIFULL株式会社による支援や、カトリック東京大司教区の支援、個人からの寄付、物品の寄贈などを受けながら運営に取り組んだ。

③ 難民申請者のための無料歯科治療プロジェクトへの協力

日本では、困窮した生活を送るも健康保険に入ることが出来ず、十分な医療を受けられない難民申請者は少なくない。こうした現状を受け、2010年より、鶴見大学、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、なんみんフォーラム（FRJ）の三者連携のもと、「難民申請者のための無料歯科治療プロジェクト」が開始されている。同プロジェクトへ引き続き協力し、関係者間での情報共有を実施した。

(4) 庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業

① 出入国管理及び難民認定法に関する政策提言

「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（以下、「法案」）には様々な懸念点がみられた

ため、それらを払拭するための政策提言活動に前年度に引き続き取り組んだ。4月は、收容に代わる措置として法案が新設提案した「監理措置」に関して、新制度の担い手として想定されている外国人支援団体や支援者、弁護士から計126件の意見を聴取し、その結果を公表した。4月6日には日本弁護士連合会と共催で記者会見を実施し、同意見聴取結果が日本経済新聞社の記事に取り上げられた。また、国会議員への積極的なロビー活動の結果、同意見聴取結果は衆議院法務委員会でも取り上げられ、FRJおよび加盟団体の見解が法案審議に用いられた。同22日、「入管法改悪反対！緊急院内集会」と題した集会の実行委員会に参加し、難民や外国人等を支援する複数の団体と協同で移民・難民と共に暮らす社会を訴えた。国内外からの批判を受け、5月に法案の成立は見送られた。6月以降は、法案の再提出に備えFRJの政策提言体制の見直しに着手した。

② 三者協議会

2012年の法務省および日弁連との覚書締結に基づいて、難民問題に関する三者協議会を実施しており、FRJは支援団体の声を取りまとめて協議を続けている。2021年度は、9月と1月に2回開催し、難民認定制度や関連する諸制度、住居確保事業などについての協議を行なった。

③ 外務省との協議

2009年から引き続き、今年度は2月に外務省と保護措置等に関する意見交換会を開催した。難民申請者を対象とした保護措置を所管する外務省人権人道課、事業委託先の難民事業本部、FRJ加盟団体から合計13名が出席し、三者それぞれに取り組み状況の報告を行い、意見交換を実施した。検討事項として挙げられた点については、フォローアップを行なっていくことを確認した。

④ 国内でのネットワーキングとセクターを超えた連携の促進

社会全体での取り組みを掲げる「難民に関するグローバルコンパクト(GCR)」を契機として立ち上がった、J-FUN(Japan Forum for UNHCR and NGOs – 日本UNHCR・NGO評議会)主催のMSC(マルチ・ステークホルダー・コンサルテーション)勉強会の開催に引き続き協力した。2021年度は、5月(第三回)に難民の雇用について、9月(第四回)にアフガニスタンの人道危機と支援、をテーマとした。また、移住労働者と共に生きる・ネットワーク九州の会員団体として、九州地方の難民支援関係者とも、連携や協力を継続した。

⑤ 海外の難民支援関係者との連携

アジア太平洋難民の権利ネットワーク(Asia Pacific Refugee Rights Network : APRRN)および国際拘禁連盟(International Detention Coalition : IDC)のネットワークに引き続き参加した。FRJ事務局は、APRRN東アジアワーキンググループの副議長に就任した。また、第三国定住に関する国際会議(ATCR)の国別フォーカルポイントとして、日本国内の調整にあたった。

(5) 難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業

ウェブサイトやSNSを運営し、日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた難民認定制度や新型コロナウイルス感染症に関する情報などの情報発信を行なった。活動強化に向けて、ウェブサイトの一部デザインの改定にも取り組んだ。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 4,168 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」	相談支援セミナーや緊急課題に関する討議の実施	2021年4月1日～2022年3月31日	全国	FRJ会員23団体	在日難民および難民認定申請者	3万人以上	608

(定款5条(1)に掲げる活動)							
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)	収容代替措置プロジェクトの実施、難民・難民申請者のための緊急シェルターの運営、鶴見大学の「難民認定申請者無料歯科治療プログラム」への協力など	2021年4月1日～2022年3月31日	全国	FRJ会23団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	1,294
「庇護希望者及び難民支援に関する期間との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)	出入国管理及び難民認定法に関する政策提言、法務省及び日本弁護士連合会との三者協議会の開催、保護措置に関する外務省との協議、国内関係者との連携や意見交換の促進、海外NGOとの連携など	2021年4月1日～2022年3月31日	全国	FRJ会23団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	1,805
「難民問題に関するホームページ、機関誌の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」(定款5条(5)に掲げる活動)	日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた情報など、オンラインでの情報発信	2021年4月1日～2022年3月31日	全国	FRJ会員23団体	難民および難民申請者	3万人以上	460

(2)その他の事業
なし

(事業費の総費用【 】千円)